

■ 研究論文

階層的市場観からみた環境政策

松野 裕 (明治大学経営学部)

1. はじめに

日本の環境政策の歴史を振り返ったときに、次のようなことが指摘されてきた。すなわち、悲惨な健康被害を招いた水銀やカドミウム、硫黄酸化物など少数の特定の汚染物質の排出を徹底的に削減する一方、それ以外の多くの重要な汚染物質についてはその規制は極めて緩やかなものであったという不均衡があったことや、産業公害の防除には成功しているが自動車排気ガス問題などの都市公害の防除には成功していないこと、大気汚染などの公害の防除には熱心であるが自然環境保全やアメニティの向上についてはそうでなかったこと、¹ 等である。²

これらが実際そのようであったことに筆者に異論はない。

ここでは、そうした現象面における特徴を述べるのではなく、環境政策をみる新たな視点として、筆者のこれまでの、日本の環境政策に関する研究とロナルド・コースの取引費用に関する議論に関する研究とを重ね合わせるにより何がいえるかを述べることにする。

以下に述べる議論を展開するきっかけとなったのは公害防止協定に関する考察であった。

硫黄酸化物排出削減に関する事業所レベルでの実証研究から、大規模排出源の排出は限界では公害防止協定により拘束されていたことがわかったが、公害防止協定のもつ次の3つの特徴を再検討することは我々に種々のことに気づかせてくれ有益であると思われる。

- ① 公害防止協定は“交渉”によって締結されるということ。
- ② その交渉は“組織同士”の交渉であるということ。

③ 地方政府が創造したということ。

以下、順に検討する。

2. ①の特徴に関する検討から—低次の政策手段と高次の政策手段

公害防止協定の中身は多様である。あるものは、排出規制や生産量規制、燃料種規制、特定の施設の設置義務、住民も参加した公害防止協議会の設置、などの規制を規定しているが、努力規定のみのものもある。³ つまり、公害防止協定とittedだけではその内容がどのようなものであるかは確定できないのである。それゆえ、公害防止協定は、いわゆる直接規制、間接規制と同じ次元で言及されるべき“政策手段”というべきではない。それは、法律や政令、条例、といったものと同様に、政策手段の内容を決定する“決め方”の一つのカテゴリーである。通常は、法律も協定も、その“決め方”によって“決められたもの”を指す言葉であるが、なぜ、協定が協定であって条例や法律とは呼ばれないのかといえ、それはその“決め方”のプロセスが全く異なるからである。ゆえに、本論文では、その“決め方”を強く意識して「公害防止協定」という用語を用いるので、その点注意されたい。

さて、それでは、公害防止協定が法律や政令等と異なるのはどのような点か。それは、それが明示的に“交渉”によって締結されるということである。つまり、協定は交渉解であり、財の取引における“価格”に相当するものであるということが出来る。⁴

生成から実施への過程を法律との比較において図式的に示すなら次のようになる。

法律：国会審議→法律の制定（国会の議決）
→各種規制の実施

協定：企業自治体間交渉→公害防止協定の締結→各種規制の実施

さて、本誌22号『市場と制度の理論・序説—コースの理論から学ぶべきこと—』において、筆者は、コースの企業と市場に関する議論をさらに発展させ、法システムとその管理運営主体をもつ組織をすべて“市場”と呼んだ。この“市場”は、そこでの取引ルールに則って、“交渉・取引が行われる場”という意味で市場なのである。そして、それは、その内部における経済主体間の取引、および、外部の経済主体との取引、の費用を低減するために存在し、社会はそうした市場が循環を含む複雑な階層構造をなしている存在としてみる事ができる、という見方を提示した。

この考えに基づけば、法律も協定も、それぞれある階層レベルの法システムであるとみることができ。すなわち、前論文の用語法を用いれば次のようにいうことができる。

一般には国家と呼ばれる上の意味での市場を M_0 、その法システムを L_0 、 M_0 の一次の経済主体である企業および地方自治体をそれぞれ M_1 、 M_2 、とする。すなわち $M_0\{M_1, M_2, \dots, G_0|L_0\}$ である（ここで「...」はその他の経済主体が存在することを示す）。ここで、環境政策手段を規定する法律は L_0 の一部である。一方、公害防止協定は市場 M_0 の内部で M_1 と M_2 が契約により創設した市場 M_3 の法システム L_3 である。すなわち、 $M_0\{M_1, M_2, M_3\{M_1, M_2, G_3|L_3\}, \dots, G_0|L_0\}$ 。ここで、 L_0 は一般にそれ自身の変更手続きルールを含むので、 L_0 の変更は既存のルールを利用して行われる。一方、 L_3 はそれまで存在しなかったものであり、 L_0 の下での、 M_1 と M_2 の交渉により新たに創設されたものである。⁵

法律による環境政策手段と公害防止協定によるそれとが異なるのは、階層レベルとその決定手続きである。ここでは特に、その決定手続きが明示的に“交渉”であるということを、公害

防止協定の特徴と考えているわけである。

しかし、法律の制定手続きは、その市場の法システムを改訂する際の、その市場内の経済主体の取引を制度化したものと考えることができる。⁶ すなわち、法律の制定も、ある制度化されたルールに則り行なわれる主体間の取引・交渉プロセスであるとみなすことができる。⁷ この視点は一般にも広く受け入れられているものであると思われる。⁸

そこで、協定ばかりでなく、法律や政令も主体間の交渉・取引により制定されているものという見方をとるならば、協定ばかりでなく法律や政令もそれらは交渉による解であるとみることができ。

ところで、公害防止協定は、いわゆる直接規制、間接規制と同じ次元で言及されるべき“政策手段”というべきではない、と先に述べたが、公害防止協定を一つの環境政策手段と呼ぶとすれば、それは通常の政策手段を決定する際の手続きの一つのあり方—企業と自治体による交渉—としてのメタ環境政策手段であるといえる。つまり、環境政策手段には、通常の規制などの意味での低次の環境政策手段と、そうした環境政策手段を誰がどのように決定するかという手続きを意味する高次の環境政策手段、またはメタ環境政策手段があるといえる。⁹ それゆえ、環境政策手段を定める法律を、誰がどのように決定するのかというルールもメタ環境政策手段といえる。¹⁰

どのような低次の環境政策手段がとられることになるのかは、このメタ環境政策手段、すなわち政策決定手続き、に依存する他、その時点での①技術（知識）、②環境問題以外の諸政策課題の態様、③環境問題それ自身の態様、④取引参加者の選好体系¹¹、等に依存するから、これらの違いにより様々な政策手段が得られることになる。¹² これらのことは実際に各国で様々な政策手段がとられていることをよく説明すると思われる。

低次の環境政策手段を、交渉の解とみるとき、その解は交渉・取引が則る交渉・取引ルールに

依存するが、どのようなルールが正当なものといえるであろうか。¹³ 次のようなことがいえるよう。

(1)まず、その取引の結果得られる制度や規制が、現実にはまたは潜在的に適用される主体は当該取引に参加する事が可能であるべきである。

(2)さらに、その取引に参加する主体はその取引に関する知識・情報を与えられるべきである。

これらはまた取引がパレート効率的な結果をもたらす条件でもある。すなわち、もしこれらの条件が満足されているにも関わらず、取引前に比べて状態の悪化する主体がいたとすると、取引に参加した主体が状態悪化に合意したことになり矛盾となる。また、事後的に取引参加者全員にとってよりよい制度が発明されたとしても、取引の時点ではその情報は利用可能でなかったのだから、その時点でのその解のパレート効率性を損なうものではない。さらにまた、取引参加者に対して、合意されようとする解が、その帰結としてどのような状態を生み出すのかに関する知識・情報を与えられているのであれば、合意の結果が一見ひどいもののように見えても、結果が予想された範囲のものであるならば、その時点においては、それ以上の解を得ることはできなかつた、と考えざるを得ないのである。もちろん、このことは知識・情報の進歩・発展により、よりよい交渉解が得られ得ることと表裏のことであり、正当な手続きを経て得られた交渉解が常に賛美されるべきだ、という主張ではない。そのパレート効率性は静学的なものであるのである。

また、公害防止協定を最初に導入した横浜市が、それをなし得た主要な要因として、市側の十分な技術力がよく指摘されるが、¹⁴ これは、市側が取引に関する十分な知識・情報をもっていたのである、と解釈することができる。

植田(1996)が、環境政策手段の分類の新たな範疇として導入した“基盤的手段”に含まれる、コミュニティの知る権利法、環境情報データベース、環境情報公開、といった諸手段は、上の

条件(特に(2))の改善を目的とするもの、すなわち、環境問題に関する政策決定や政策手段決定の交渉・取引における手続きルールの一部、とみなすことができるので、それらはメタ環境政策手段である、ということができよう。¹⁵ 広くは、立法ルール一般や、学問的知識の生産・普及やマスメディアに関するルールなどもメタ環境政策手段の側面をもつということが出来る。

こうしたメタ環境政策手段が、取引関係者の参加の保証と知識・情報の供給を十分に行えるようなものになっていないならば、そこから得られる低次の環境政策手段は、一般には、正当でなく、効率的でもない。

3. ②の特徴に関する検討から

—組織を利用した取引費用の低減

ロナルド・コースは、もし取引費用が十分小さいならば当事者間の直接交渉により効率的な解決が得られることを示した。¹⁶ しかし、主流といわれる新古典派経済学の立場の環境経済学の標準的な教科書であるポーモル・オーツ(1988)のそれは、環境問題では関係する当事者の数が多く(特に被害者)、当事者同士の直接の交渉による解決は取引費用が膨大になるため不可能であるとし、政府介入による排出課徴金制度などが正当化される。これは経済学者の標準的な考え方と言っていいだろう。

しかし、我々の視点はポーモルらのそれとは異なる。

政府という主体は市場における法システムを管理運営する主体ではあるが、法システムは当該市場に存在するその他の主体による交渉・取引によって決定されるものと、我々はみる。排出規制や排出課徴金制度などの政策介入も、間接的ではあるが当事者の交渉により決定されているという側面を強調し、交渉か政策介入かという二者択一ではなく、いわゆる政策介入も一つの交渉解である、と我々はみる。

ポーモルらの議論の一つの特徴は、ある制度

が経済学者が理想とする状態で導入された場合にはこのような結果が得られる、という議論であり、制度の導入は所与として扱われる。このため、制度がどのように導入されるか、どのように変化するか、ということを議論することはできない。交渉・取引の側面を強調する我々の見方は、制度がどのように変化していくのかを考察する立場に立つなら必要となる見方であろう。¹⁷

問題は、ポーモルらが非現実的で実際問題存在しないという交渉による解決がなぜ可能であるのかということである。

企業、市場の存在理由を取引費用の低減に求めるコースの考え方に基礎を置く我々の立場からみるならば、それは、組織を利用して、間接的に行われているからである、といえる。¹⁸ すなわち、組織（我々はそれを“市場”と同一視する）の利用が、外部の経済主体との取引の費用、および、内部における経済主体間の取引の費用、の低減のために役立っているものと考えられる。

多くの場合、公害問題の被害者は、既に存在している漁協や自治会、自治体といった組織を利用して企業との交渉を行ってきた。組織が既に存在すれば、それを利用することにより追加的な取引費用は極めて少なく済むものと考えられる。¹⁹

また、利害の一致する主体からなる組織においては、全員一致原則の適用可能性が高まり、そうでない場合の困難を回避するので、その組織をあらためて、ある利害をもった一つの経済主体とみなすことが容易である、といえよう。企業にしても、それは実際には点ではなく多くの主体から構成されているが、より多くの利潤をあげるということでおおよそその一致が構成主体間でとれているために、それらを一つの取引主体として扱うことが許されると考えることができる。

現代日本では、一般には多数決原理が組織原則として採用されているから、被害者がどのような既存の組織においても少数者である場合に

は、このような交渉に当たって新しい組織を創設せねばならず、それはそうでない場合より費用がかかるため、困難であると考えられる。²⁰

一方、利用できる既存の組織がない場合でも、既に他のところで被害者が新たな組織をつくっているなら、そのノウハウを利用することが可能であるから、その情報に接することができるなら、二番目以降のそうした組織の創設はより少ない費用で行えるであろう。

我々は、インフォーマルな場合も含め、いろいろな場面でこのような組織を利用する多くのノウハウを既に歴史的に蓄えてきており、対外的、対内的な交渉・取引において役立っているといえるであろう。このことは次節に述べることも関連する。

4. ③の特徴に関する検討から—地方分権の利点

日本の公害対策の歴史を語るときには、地方政府が先進的な取り組みを行い中央政府の施策をリードしてきたことがよく指摘される。被害者救済制度や総量規制などがそうである。

こうした経験からどのようなことがいえるのか。

地方分権は、地方の側からみるなら自己の領域内での制度の最適化を行なうためには有利であるという見方も一つできる。公害防止協定もそうした側面をもつ、ということがいえるであろう。

一方、国レベルの視点から見たとき、制度的な実験や発明が行われるためには地方分権は有利である、ということがいえるであろう。すなわち、制度、ルールというものはある組織については一つしか存在し得ないという性質をもつから、中央集権的に全てが一律に決められている場合には、一つの国は一つの制度しか経験することができない。しかし、地方ごとに異なるルールが許されるなら、言い換えれば、地方レベルでのルールの多様性が認められるならば、その国は国と地方というレベルの違いはあるも

の、ルールに関する経験を豊富にすることができる。²¹

これは実験や発明というものが、集団の中で誰かが実施・達成すれば達成されたとみなすことができる課題であり、達成された果実は集団で共有することができるという公共財的性格を持つことに由来するといえるであろう。²²

5. まとめ

日本の環境政策に関する研究とコースの取引費用論に関する研究を重ね合わせることにより、本論文では、①環境政策手段には低次と高次（メタ）のレベルの違いがあること、②人々は多数者間による交渉の困難を組織を用いることにより軽減していると考えられること、③地方分権はルールの多様性を許容し、制度の実験や発明に有利であると考えられること、を示した。

①に関しては、狭義の経済学は低次の政策手段の研究に集中し、メタ政策手段に注意を向けたのは公共選択論などであるといえることができるであろう。

しかし、低次の政策手段の研究も、メタ政策手段の研究も、それぞれ一つ高次のメタルールを所与として、それらの手段を決定する取引過程において供給されるべき不可欠な情報であり、どちらが重要である、というものではない。

両者の重要性が認識されてこそ、よりよい政策手段を生み出すことが可能になるものと思われる。

参考文献

- 飯島伸子(1979)『改訂 公害・労災・職業病年表』公害対策技術同友会
 飯島伸子(1993)「環境問題の社会史」, 飯島伸子編 (1993)『環境社会学』有斐閣ブックス, 第1章
 植田和弘(1996)『環境経済学』岩波書店
 大阪府(1980)『大阪府環境白書 昭和55年版』
 落合仁司(1991)「環境保全をめぐる法と経済」植田和弘ほか(1991)『環境経済学』有斐閣ブックス, 第

11章

- 亀田達也(1997)『合議の知を求めて グループの意志決定』認知科学モノグラフ3, 共立出版
 川崎製鉄株式会社(1976)『川崎製鉄二十五年史』
 環境庁(1991)『環境庁二十年史』ぎょうせい
 公害健康被害補償予防協会(1994)『二十年のあゆみ』自治省・環境庁『公害防止条例協定集 別巻資料 協定編』(加除式)
 新日本製鉄株式会社大分製鉄所(1992)『未来を拓く—大分製鉄所20年史』
 千葉県(1994)『千葉県の公害防止協定のあゆみ』
 中西準子(1995)『環境リスク論』岩波書店
 橋本道夫(1988)『私史環境行政』朝日新聞社
 松野裕(1997)『市場と制度の理論・序説—コースの理論から学ぶべきこと—』
 Baumol, W.J., Oates, W.E.(1988), *The Theory of Environmental Policy*, 2nd edition, Cambridge Univ. Press
 OECD(1977), *Environmental Policies in Japan*, OECD, Paris

【補論】

環境経済学の通説では、汚染排出削減の手段としては、直接規制よりも、排出課税や排出権取引制度のような間接規制の方が、費用効率であるされている。この費用効率性を保証するのは、課税などにより、汚染排出の限界削減費用が均等化されるという点にある。追加的に同じ量の汚染削減を行うのであれば、その削減費用がより小さい排出者が、つねに、汚染削減を行うようにすれば、総費用は最小となるが、課税や排出権取引は排出者の費用最小化原理に働きかけて、これを達成する、という論理である。

ここで重要なことは、複数存在する排出者の、どの排出者の排出も、同じ量であれば、同じ被害を発生する等価なものとみなされ、全ての排出者の汚染排出量の合計の量の削減が目標とされているということである。これは、温暖化問題のような場合には当てはまる。すなわち、この場合、量が同じであれば、日本で排出されるCO₂も、地球の裏側のアルゼンチンで排出され

るCO₂も、被害に対する寄与は同じとみなされる。湖における何らかの汚染物質の蓄積に対する、その湖の集水域にある排出者の寄与についても同様のことがいえるであろう。しかしながら、硫酸化物などによる典型的な大気汚染によって、地域住民が健康被害を被るような場合、各排出者の排出の被害への寄与は、被害者との相対的位置関係、排出口の高さや、排出ガスの温度、等に依存し、排出量だけの関数とはならない。このような場合には、被害発生を防ぐために、汚染排出量の合計ではなく、汚染濃度の上限値が、ある一定値以下となることが政策目標となるのが一般的である。

例えば、地域R内に、図1のように二つの汚染排出者、排出者1、排出者2、が存在するでしょう。そして、両者の限界削減費用曲線が図2のように与えられたとする。この時、この地域R内の汚染濃度の最も高い地点における濃度を、ある一定値S以下に抑えることを、もっとも少ない削減費用で達成する問題Qを考える。排出者1、2のそれぞれから排出された汚染排出が、それぞれどのように拡散・流動するかのモデルが与えられれば、地域R内のある地点L(Lはその地点の位置を表すとす)における汚染濃度Pは $P(L, E_1, E_2)$ と表される。ただし、 E_1, E_2 はそれぞれ排出者1、2の排出量である。ここ

では、位置と各排出者の排出量以外の要因は関数Pの形状として表現されているものと考えている。また、簡単のために、排出量 E_1, E_2 は、時間について一定であると仮定している。

その時の総削減費用Cは、それぞれの排出者の削減費用の和であり、 $C=c_1(E_1)+c_2(E_2)$ と書ける。ただし、 c_1, c_2 はそれぞれ排出者1、2の削減費用である。問題Qは、

$$\text{Min}_{E_1, E_2} C \quad \text{subject to} \quad \max_L P \leq S$$

と書ける。この問題Qの解を (E_1^*, E_2^*) と書くことにする。解は複数存在することもあり得るが、ここでは解が1つとして議論する。解が複数存在した場合は、重ならないそれぞれの解の近傍について、解が1つとした場合の議論を適用すればよい。問題Qの解が排出課税や排出権取引を実施したときに達成されるものである必要条件の1つは、 $MAC_i (i=1,2)$ が、排出者1、2の限界削減費用を表すものとして、

$$MAC_1(E_1^*) = MAC_2(E_2^*) \quad \dots (\text{条件1})$$

である。なぜなら、もし、 $MAC_1(E_1^*) \neq MAC_2(E_2^*)$ であるならば、排出課税や排出権取引は限界削減費用を均等化するから、それらの政策を実施したときに得られる排出量の組 (E_1', E_2') は、 $(E_1', E_2') \neq (E_1^*, E_2^*)$ であり、 (E_1^*, E_2^*) が問

図1：排出者1、2の地域R内における位置

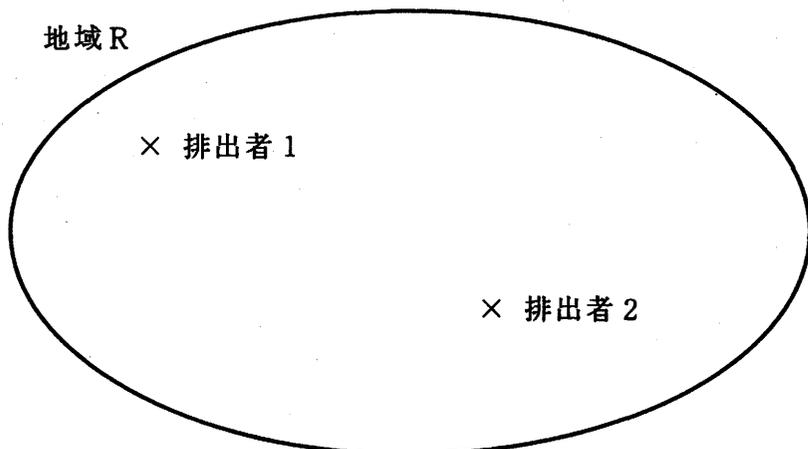
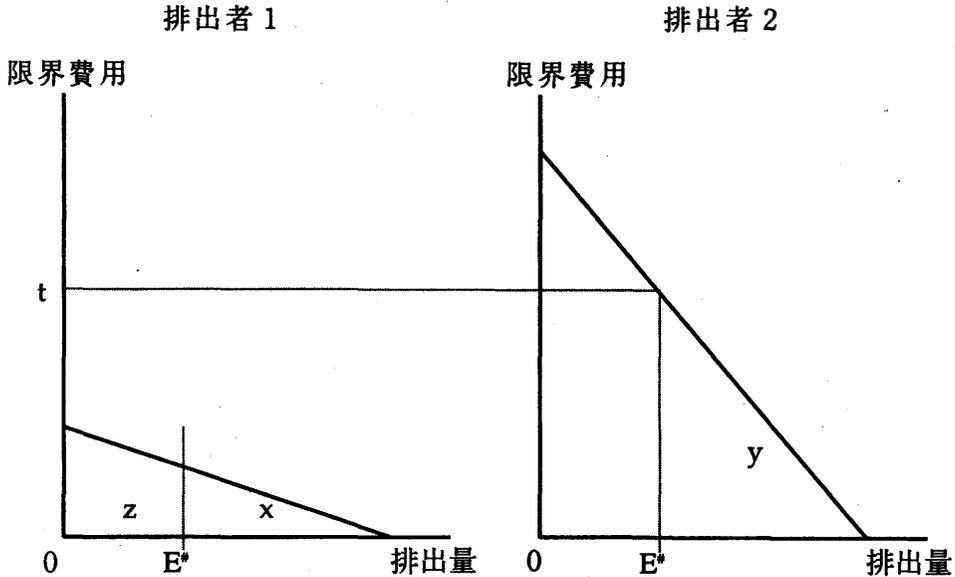


図2：排出者1、2の汚染排出の限界削減費用曲線



題Qの唯一の解であるという仮定から、 (E_1^*, E_2^*) は問題Qの解ではなく、排出課税、排出権取引は費用効率性を達成しない、ということになるからである。

しかし、汚染の拡散・流動のモデルを表す関数 $P(L, E_1, E_2)$ の形状により、この条件 $MAC_1(E_1^*) = MAC_2(E_2^*)$ が満たされない場合があるのは自明である。例えば、排出者同士が十分、距離的に離れており、規制のない状態での排出量でも、排出者の近傍における汚染濃度は当該排出者の排出量のみ依存するようなモデルを考えれば、 $E_1^* = E_2^* = E^*$ となることが考えられる(煙突高さなどの条件が同じと考えている)。この場合は、 $E_1 = E_2 = E^*$ という画一的な排出規制が、環境基準S達成のための税率 t の排出課税より費用効率的である。このことを図2を用いて説明するならば、 $E_1 = E_2 = E^*$ という画一的な排出規制の時の削減費用の合計は $x+y$ であるが、同じ環境基準を達成する最も低い税率 t による排出課税では、排出者1は必要以上の排出削減(図では排出量=0)を迫られることになり、削減費用の合計は $x+y+z$ となるのである。ただし、 x, y, z は図中の当該部分の面積を表している。また、限界削減費用は削減量の増加と共に増

するものと仮定した。

つまり、環境経済学の通説は必ずしも正しくない場合があるわけである。もちろん、これは、そういう場合もあり得る、という主張であって、どちらが費用効率的であるかは関数 $P(L, E_1, E_2)$ の形状に依存する。すなわち、どのような環境政策手段が費用効率的かという問題は、それぞれの問題の性格に依存する、いわば、ケースバイケースで答えるべき問題であるといえよう。

このような主張があまりなされてこなかったことは、日本の公害問題の経験が、環境経済学の理論にフィードバックされてこなかったことを物語っているように思われる。

註

- 1 3つめの指摘については、負の外部性の制御には熱心だが、正の外部性の供給促進にはそうでない、といういい方もできるであろう。
- 2 OECD(1977)、中西(1995)などによる。
- 3 生の協定が豊富に集められているものとしては、自治省・環境庁『公害防止条例協定集別巻資料協定編』(加除式)があげられる。
- 4 協定が交渉で決められることは既に一般に受け入れられていると思われるが、それを示す記述をあ

げるならば次のようなものがある。新日鉄大分製鉄所(1992) (総合史p.37) は、公害防止覚書の締結、という項目で、「(県側と) 交渉に次ぐ交渉を重ねたのである。」と述べている(ここでの“覚書”は本論文での協定に該当している)。川崎製鉄(1976,p.115)は、「当社は、岡山県および倉敷市とのあいだで協議を重ね…協定の締結が行われた。」と述べている。また、大阪府と関西電力は、1980年に、脱硝装置等を導入するなどした場合は、それまでの協定で定められていた発電所の燃料使用量・利用率の制限を撤廃する新たな協定を締結したが、関西電力立地環境本部環境技術グループの井上祐一副長は、「なにしろ発電ができぬのだから、燃料使用量の取り決めが一番大きな課題だった。」と述べている(1995年4月4日の筆者の同氏へのインタビューによる)。このことは、企業が自らの欲求を協定の内容の改訂に実際に結びつけていることを示している。1993年に千葉県が協定締結企業に対して行ったアンケートでは、回答企業の99%が、程度の差はあれ、企業側の意志が協定内容に反映されている、と答えている(千葉県1994)。こうした事実は、公害防止協定を交渉解とみる見方を正当化するものと考えられる。

- 5 市場 M_0 の法システム L_0 と、 M_0 の内部にある市場 M_1 の法システム L_1 が、安定的に共存するには L_0 と L_1 が整合的であるべきである。しかし、不整合が生じた場合、その解消において、 L_1 が L_0 に従属的であるとは限らない。実際、公害問題に関しては1960年代から、地方自治体の行政指導により、国の規制より対象物質が多く、より厳しい、上乗せ横だし規制が行われたが、1970年のいわゆる公害国会で大気汚染防止法・水質汚濁防止法が改訂され、条例による上乗せ横だし(横だしは水質のみ)規制が認められ、国が地方に追従する形となった。
- 6 協定も一般に簡単ではあるが改訂手続きに関する項目を含み、改訂手続きはその意味で制度化されているといえることができる。
- 7 もちろん、集団間の取引においては、個人間の取引とは異なり、個人レベルに還元した場合の全員一致は達成されないという側面をもつが、後でみるように、この問題は、選好が一致する主体の集

団においては緩和されると考えられる。

- 8 公害健康被害補償法の制定(1973)や改訂(1988)、窒素酸化物の環境基準の改訂(1978)などの例を振り返るならば、そうした事実上の交渉は、法・政令の制定・改訂の準備作業が行政庁内で始まることから、国会議決または最終的決済の瞬間まで、あらゆるレベルで続いていくと考えられる。こうした点については橋本道夫(1988)、公害健康被害補償予防協会(1994) (所収の座談会) 等が詳しい。
- 9 メタ手段をどのようにして決めるかというメタ-メタ手段、さらにそのメタ手段…というのももちろん考えることはできるが、ここでは、そのような階層性があることを指摘するだけに留める。
- 10 「政策」について議論する場合、その目標、手段、主体、という属性について述べるのが標準的な接近であると考えられる。そうした立場と本論文と立場を接合するなら、市場 M_1 について、 $M_1\{M_1, M_2, G_1, L_1\}$ とした時、目標、手段は M_1, M_2 の交渉・取引によって決まり、 L_1 の一部となり、政策主体は G_1 であるといえる。 G_1 は、法律であれば通常の政府である。協定の場合は、通常の意味で直接この G_1 に対応する主体を表す概念はないが、企業と自治体により構成される管理運営主体という概念を新たに構想し、これが G_1 にあたる考える。
- 11 取引参加者の立場や価値体系はこれに反映されると考える。
- 12 ①から④については次のような例をあげることができる。①-1汚染を発生させず、かつ安価な技術が開発されれば、当該汚染問題それ自身がなくなる。①-2排出権取引という制度が発見されるまでは、そうした制度の採用は不可能であったが、発見により可能となった。②不況克服や地域活性化といった課題と環境問題解決はしばしば衝突する。③温暖化問題のように、同じ量の汚染排出が、どの排出者の排出したものであっても、被害発生に等価な寄与を与える場合は課徴金政策は費用効率的だが、一方、地域的な大気汚染濃度を環境基準値以下に抑えるといった目標の場合には、排出者の立地位置や地形によって、排出者毎にその等量の汚染排出が地域の汚染濃度に与える寄与は異なり、排出規制の方が効率的になり得る(補論参照)。④

人々がどの程度の環境の質を望むかで目標となる環境の質は異なる。

¹³ ここでの交渉・取引は現実には集合的意志決定ではあるが、ここでは、それを交渉・取引とみなし、その場合のルールの特許性などを考えようとするもので、集合的意志決定ルールに関するその他の問題は捨象して考えている。また、交渉・取引における取引費用の問題は次節で検討するのでここではその問題も捨象する。

¹⁴ 例えば、植田(1996,p.136)。

¹⁵ こうしたメタ手段がエコラベルと同様に財市場を通じて企業に働きかけるような場合、それらは低次の環境政策手段の側面をももつということができる。

また、植田が基盤的手段の一つとしてあげる“責任ルール”は、汚染排出についていえば、それは落合(1991)がいうように、ある一定の量以下の排出を直接的に求めるものであるから、それを我々の立場から環境政策手段とみた場合には、それは低次の環境政策手段ということができよう。

¹⁶ もちろん彼が主張したのは、取引費用は一般には無視できないほど大きいということである。

¹⁷ ボーモルらの立場は、一般的な経済学者の立場とすることができるが、「まとめ」でも述べるように、この立場の議論もよりよい政策手段選択のためには必要なものであり、このような立場の議論だから排除すべきだ、というものではない。

¹⁸ ボーモルらは“直接交渉”は無理、といういい方をしているから、その意味では誤りを犯してはいないという主張は成り立つ。しかし、間接的交渉が広く行われていることを指摘しないことに落ち度がある。

¹⁹ 飯島伸子(1993)によれば、農漁業者集団による公

害抗議行動は、江戸時代から記録がある。彼らは、職住が一致しており、公害問題以前からの自治組織を持っていたと考えられる。戦後の高度成長期の公害問題でも、早期に敏感に反応したのは、海の汚染に抗議した漁協であり、水質二法制定(1958)のきっかけをつくるなどした。農漁業組織が交渉当事者となるのは、そうした“組織”に対して水利権や漁業権といった権利が配分されていることによるともいえるが、これは取引費用を低減化する組織を制度的に認めたものと解釈できる。農漁業者組織に対する、補償交渉・契約の記録は多い。飯島伸子(1979)等を参照されたい。

²⁰ 例えば、公害による健康被害は、同じ地域の住民の中でも、様々な条件の違いにより、すぐに被害を受ける人とそうでない人がいる。具体的には老人や子供などの生物学的弱者は被害を受けやすい一方、家族や地域の自治組織などでも弱い立場にあり、それらの組織内で必ずしも多数派を構成しない。彼らが多数派を構成する組織を新たにつくることは、一般の健康な成人がつくる場合に比べて困難であるから、公害健康被害者の組織というのは、本質的に、その創設・維持に大きな費用がかかるものであると考えられる。これは、公害裁判の提起が、公害発生の時点からかなり遅れてなされる理由の一つと考えられる。

²¹ もちろん、多様なルールの中には成功例も失敗例も生まれるであろう。

²² 亀田(1997)は、このタイプの課題を分離型課題と呼び、複数の個人の合議によるよりも、それぞれが個別に取り組んだ場合の方が成果があがることを実験例を示して述べている。この場合の理由としては、合議における個人のただ乗りの問題や相互調整の問題があげられている。